

## 独立行政法人農業生物資源研究所無駄削減プロジェクトチーム設置規則

2 1 農生研第20090616004号  
平成21年 6月16日  
最終改正 2 2 農生研第20110328007号  
平成23年 4月 1日

### (趣 旨)

第1条 独立行政法人農業生物資源研究所（以下「研究所」という。）における支出の無駄を削減するための自律的な取組を促進するため、独立行政法人農業生物資源研究所業務効率化推進規程第5条の規定に基づき、研究所に「独立行政法人農業生物資源研究所無駄削減プロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。

### (役 割)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる取組を行う。

- 一 支出の無駄を削減するための取組
- 二 職員の意識改革を促進するための取組
- 三 その他無駄の削減に資するための取組

2 プロジェクトチームは、毎年度、取組の目標を設定するものとする。

### (組 織)

第3条 プロジェクトチームの構成員は、次のとおりとする。ただし、チーム長が必要と認めるときは、構成員を追加することができる。

チーム長 統括総務主幹  
副チーム長 統括研究主幹  
委 員 研究企画調整室長、庶務室長、経理室長、管財室長

### (会 議)

第4条 プロジェクトチームは、必要な都度、チーム長が招集する。

2 会議の概要は、理事長に報告し、ホームページにより公開する。

### (事務局)

第5条 プロジェクトチームに事務局を置く。

2 事務局は、管財室とし、研究企画調整室の協力を得るものとする。

### (補 則)

第6条 この規則に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規則は、平成21年6月16日から施行する。

附 則（平成23年3月28日 農生研第20110328007号）  
この規則は、平成23年4月1日から施行する。